コーダイ&チャールズの日米ファッション法最前線

▷▷下

単色の独占は保護できるか

ルブタンのレッドソールは？

木村　ニューヨークのファッションウィークの間、モデルさんが街を歩いているのをよく見ますよね。ユニオン・スクエアで「クリスチャン・ルブタン」のレッドソール（赤い靴底）を履いている女性をみかけたときは目が釘付けになりました。

単色は保護されない

CD　ルブタンの靴だとすぐに分かったの？

木村　ええ。ルブタンと「イヴ・サンローラン」の訴訟が話題になったじゃないですか。

CD　ルブタンが登録していたレッドソール商標をイヴ・サンローランが侵害しているかが争点となったケースだね。ルブタンの赤はブランドを象徴する色なので、ルブタンはこれを守りたかったのです。

木村　でも、イヴ・サンローランの売っていた靴は、ソールも含めて靴全体が赤でしたよね。

CD　そうだね。11年の第一審のニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所は、「ファッション業界」と「その他の業界」を区別しました。その上で、ファッション業界で単色は商標として一切保護されないといってルブタンの請求を認めませんでした（クリスチャン・ルブタン対イヴ・サンローラン）。

木村　米国では有名な単色のドライクリーニング用プレスパッドに関する連邦最高裁判決がありますよね（クオリテックス対ジェイコブソン・プロダクツ）。最高裁はセカンダリーミーニング、つまり、出所識別力を獲得したグリーンゴールドの単色に商標としての保護を認めているので、第1審の判決は最高裁判決と整合しないのではないでしょうか。

CD　まさにその点が控訴審で主張されました。12年に第2巡回区連邦控訴裁判所はレッドソール商標は有効であると判断しました（ルブタン対イヴ・サンローラン）。ただし、あくまで他の部分と対比される限度で保護されるという限定つきで、イヴ・サンローランによる靴全体への赤色の使用はルブタンのレッドソール商標を侵害しないという結論になりました。

「クリスチャン・ルブタン」のレッドソール商標（米商標登録第3361597号から）

木村　日本ですと現在は単色のみからなる商標の登録は認められていませんが、米国では商標として登録できるわけですね。

CD　ええ。ただ、何でも登録できるわけではなくて、使用によって出所識別力を獲得することが必要なので、ブランドとしては戦略的に商品のどの部分をアピールすべきか検討すべきでしょう。他にはティファニーのパッケージに使用されている水色も商標登録されています。

日本でも法改正へ

木村　現在、日本でも法改正により単色のみからなる商標にも商標登録を認めようとしています。そうなると、米国の法制に近づくことになりますね。また、現在でも理論上は不正競争防止法で単色が周知性を獲得していて商品の表示として機能していれば保護されることはありえます（2条1項1号）。裁判所も統一した濃紺色の家電製品シリーズを販売していた原告が不競法の主張をした事件で、認められるのは極めて限定的といいつつも、一般論としてこの理屈を認めています（大阪高判97年3月27日）。

CD　日本でも米国でも、どのように商品の特徴的なカラーをアピールし、出所識別力を獲得させて商標として独り歩きさせていくのか、ファッションブランドの戦略としては重要な視点だね。あと、あなたのような弁護士の視線を集めるためなら訴訟もいいかもね。

（CD＝チャールズ・ダンシガー弁護士、木村＝木村剛大弁護士）